

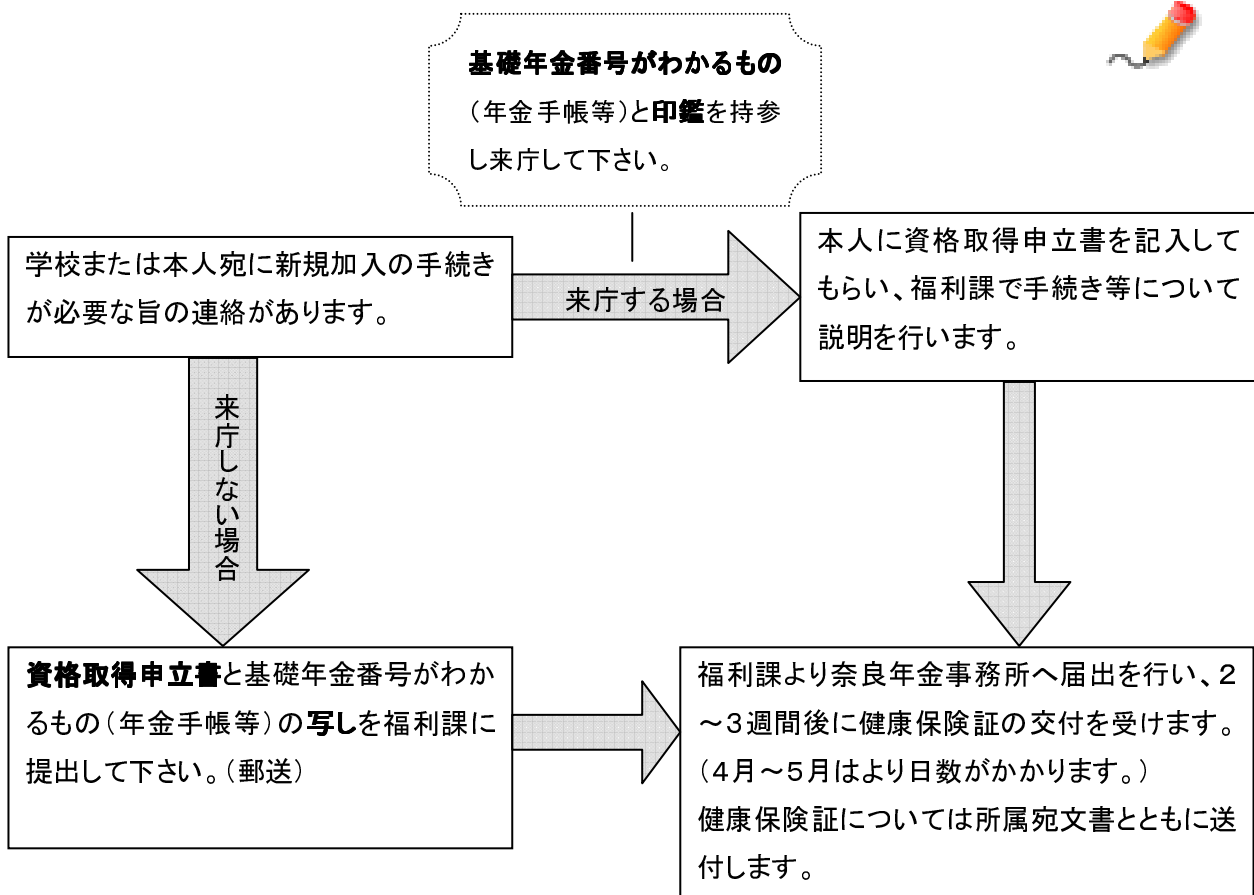
臨時的任用職員の社会保険事務手続きについて

奈良県教育委員会で臨時的任用職員として任用され、加入条件を満たす場合には、社会保険（健康保険＋厚生年金保険）加入となり、全国健康保険協会の保険加入の適用となります。（「健康保険法第3条第1項」に基づく強制被保険者）

加入制度は、全国健康保険協会の「健康保険」と日本年金機構の「厚生年金保険」になります。

事業所名は「奈良県教育委員会」、事業主は教育長で事業主代理人は福利課長です。社会保険の事務手続きについては事業主経由で届出を行うことになっておりますので、福利課経由で手続きを行うことになります。

1. 新規加入の手続きについて



被保険者の加入条件：2ヶ月を超える任用期間がある場合

ただし、2ヶ月以内の期間を定めて雇用されても、その定めた期間を過ぎて引き続き雇用される時は、2ヶ月を超える日まで任用があることが判った日以降に被保険者となります。
(次頁 例2 参照)

【加入条件について】

任用が2ヶ月を超える場合は、[例1]の通り社会保険に加入となります。
2ヶ月以内の任用から引き続き任用される場合は、[例2]となります。

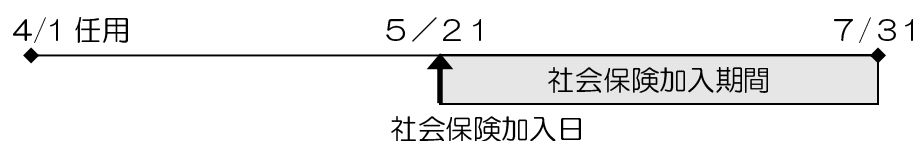
【例1】 任用期間が4/1から6/30までの場合

(4/1当初から2ヶ月を超える日である6/1以降も任用があるため、4/1～社会保険加入)



【例2】 任用期間が4/1～5/20まで出た後、引き続き5/21～7/31まで任用が延長された場合

(4/1から2ヶ月を超える日である6/1まで任用があることが判明した時点の5/21から社会保険加入)



【被保険者資格の期間】

- ・被保険者になる日(資格取得日)…辞令の発令日(通常の場合)
- ・被保険者でなくなる日(資格喪失日)…辞令の解除日の翌日
(退職した日の翌日)

2. 被扶養者の届出について

被扶養者についての届出は、被保険者資格を取得した時に行います。また、加入中に子どもが生まれたり、被扶養者が就職する等、被扶養者に異動があった時には、被保険者は5日以内に「**健康保険被扶養者（異動）届**」を事業主を通じて奈良年金事務所に提出します。

☆「**健康保険被扶養者（異動）届**」は3枚複写式の用紙で、3枚目が**国民年金第3号被保険者の届出書**となっています。



3. 住所変更の場合

☆「**健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届**」を福利課へ提出して下さい。

※被扶養配偶者がおられる場合は、被扶養配偶者の住所変更もあわせて行って下さい。

4. 氏名変更の場合

☆「**健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更届**」を「**保険証**」（「**年金手帳**」はどちらでも可）とともに福利課へ提出して下さい。

5. 勤務中に生じたケガや通勤災害について

勤務中に生じたケガや通勤災害等については、原則、健康保険の適用となりません。公務災害の手続きは、奈良県教育委員会 **教職員課**で行って下さい。

上記☆印の様式は、日本年金機構 HP 又は福利課 HP からダウンロードして下さい。

※奈良県公式 HP トップページ > 県の組織 > 教育委員会
> 福利課 > 社会保険 > 様式関係

【提出先】 〒 630-8502
奈良市登大路町30番地
奈良県教育委員会事務局福利課（社会保険担当）
電話 0742-27-9806

講師の方にしていただく手続き

全国健康保険協会の保険の資格取得のとき（任用が開始した場合）

資格取得日以前に加入していた健康保険からの脱退の手続きを行って下さい。

- ☆ 手続場所 国民健康保険 → 市町村役場の国民健康保険担当課
全国健康保険協会（組合）保険 → 会社等の事務担当者
共済組合 → 学校等の事務担当者

新しい「健康保険被保険者証」（保険証）等の提示が必要な場合があります。
（その場合、以前のものを使用しないで保管しておいていただき、新しい保険証が届き次第脱退手続きを行って下さい。）

全国健康保険協会の保険の資格喪失のとき（任用が終了した場合）

★ 任用終了後は速やかに保険証を福利課まで返却して下さい。

資格喪失後、他の健康保険に加入の手続きを行って下さい。

- ☆ 手続場所 国民健康保険 → 市町村役場の国民健康保険担当課
全国健康保険協会（組合）保険 → 会社等の事務担当者
共済組合 → 学校等の事務担当者

「退職証明書」・「資格喪失証明書」等が必要な場合があります。

※「資格喪失証明書」の代わりとして「加入期間証明書」を福利課で発行しています。切手を貼付した返信用封筒を同封の上、福利課まで請求してください。その際には、加入期間証明必要の旨を記載し、保険証も返却してください。

※全国健康保険協会の健康保険の任意継続加入を希望される場合は、**退職等の翌日から20日以内にご自身で自宅住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部**で手続きをして下さい。（加入条件：退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること）

国民年金の種別変更に関する手続きを行って下さい。

☆ 手続場所

- 第1号被保険者になる場合 → 市町村役場の国民年金担当課
第2号被保険者になる場合 → 新しい勤務先で行うため、ご本人が手続きを行う必要はありません。
第3号被保険者になる場合 → 配偶者である第2号被保険者の勤務する会社経由で届け出ることになっています。